

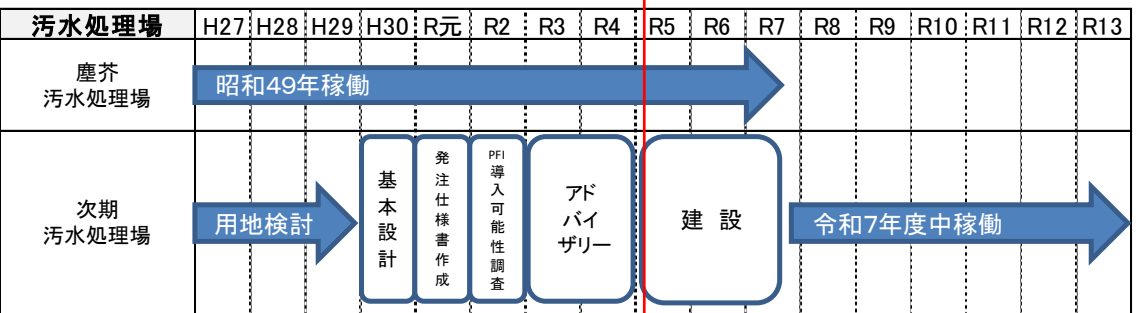
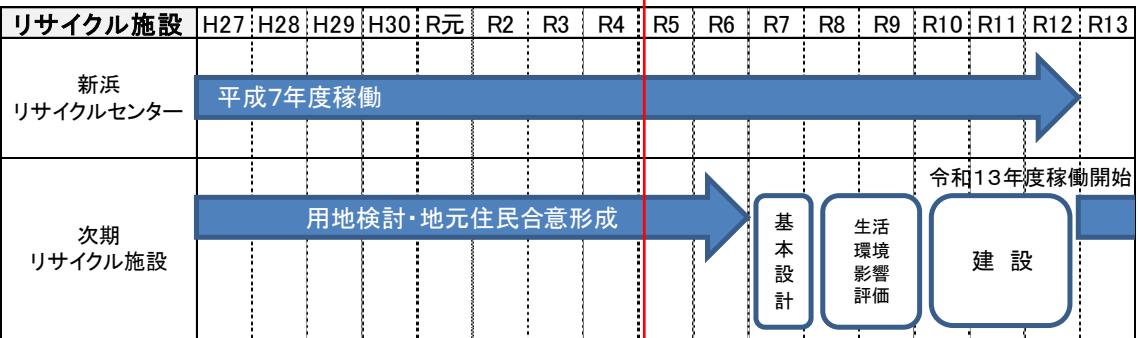
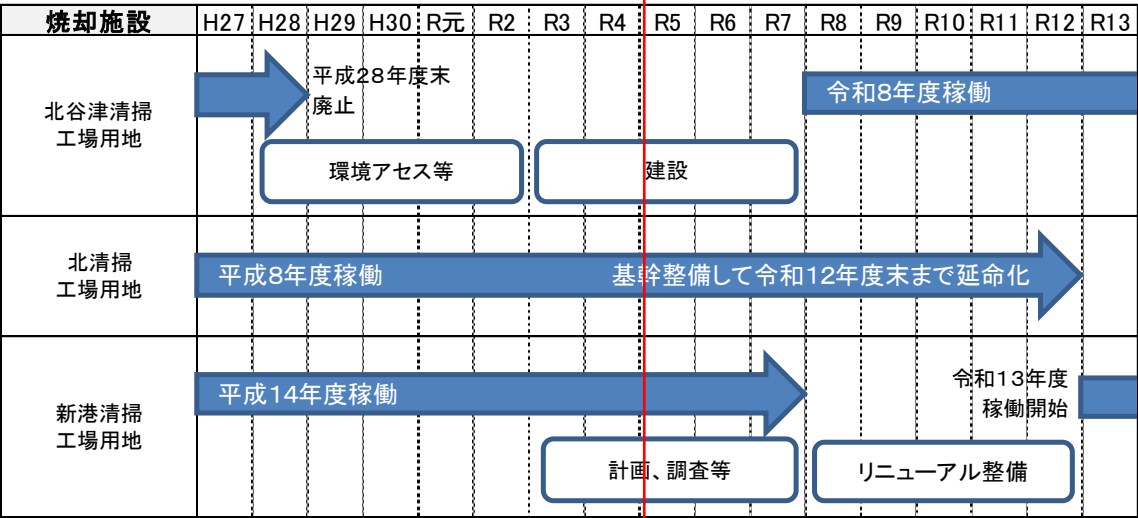
改定内容

- ・「第３編：新港清掃工場更新整備 施設基本計画」を新規に作成した。
- ・「第１編：千葉市一般廃棄物処理施設整備計画」における最終処分場と污水处理場の整備スケジュールについて時点修正を行った。

第１編：千葉市一般廃棄物処理施設整備計画

焼却施設・リサイクル施設・最終処分場・污水处理場の将来的な施設配置等のあり方について、長期的・総合的な視点で検討した「千葉市一般廃棄物処理施設整備計画」では、整備スケジュールを下図の通り計画している。

焼却施設については、３清掃工場体制から３用地２清掃工場運用体制へ移行する。



第２編：新清掃工場（北谷津用地）施設基本計画

■ 新清掃工場（北谷津用地）の焼却方式

- ・可燃ごみに加え、他施設から発生する焼却主灰や破砕不燃残渣の溶融処理を行って最終処分量の減容化が可能となることや、災害廃棄物を念頭に多様なごみ質に対応できることを視点に、「ガス化溶融方式」を選定する。

■ 最終処分場の延命化

- ・本市唯一の最終処分場である新内陸最終処分場は、現在のまま埋立を継続した場合、令和１３年度には埋立が完了する見込みである。
- ・新清掃工場（北谷津用地）が整備されることにより、他施設の焼却主灰や破砕不燃残渣についても資源化が図られて最終処分量が減少し、埋立完了は令和１９年度まで６年間の延長が見込まれる。

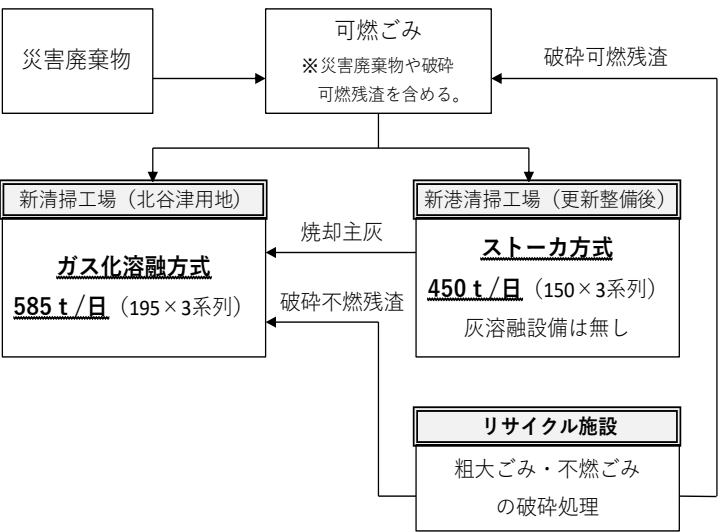
第３編：新港清掃工場更新整備 施設基本計画

■ 新港清掃工場更新整備の焼却方式

- ・新清掃工場（北谷津用地）では、新港清掃工場から排出される焼却主灰を溶融処理できることから、新港清掃工場更新整備においては溶融機能は付帯しないものとする。
- ・各プラントメーカの技術的な熟度が高く、事業者選定における競争性や施設稼働安定性の確保において優位性がある「ストーカ方式」を選定し、リニューアルにより整備する。

■ 新港清掃工場更新整備の施設規模

- ・平成２７年度に新清掃工場（北谷津用地）の施設規模を検討する際、可燃ごみを北谷津と新港で２等分する考え方から両工場の可燃ごみの処理能力を５２２ｔ／日とし、新清掃工場（北谷津用地）については、更に焼却主灰と破砕不燃残渣の量を加味して５８５ｔ／日と計画していた。
- ・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和５年３月策定版）における令和１３年度ごみ量推計値を基に、新清掃工場（北谷津用地）は既に建設工事に着手済みであることから、新港清掃工場更新整備に必要な施設規模を算出した結果、５２２ｔ／日から４５０ｔ／日へと見直した。



- ・令和１３年度可燃ごみ推計量の１０％を災害廃棄物用に上乗せして見込んでいる。それを超える災害廃棄物量については、工場稼働日数増や、新清掃工場（北谷津用地）への焼却主灰搬入量制限により対応する。
- ・災害廃棄物処理計画で推計されている災害廃棄物量を、発災後３年間で処理する計画としている。
- ・具体的な実施方法の検討が開始されるプラスチック資源回収量を考慮し、その分の可燃ごみ量を減じて施設規模を算定した。